

<遺留分放棄の許可>

1 概要

遺留分とは、一定の相続人が、相続に際して法律上取得することが保障されている遺産の一定の割合のことをいいます。この遺留分を侵害した贈与や遺贈などの無償の処分は、法律上当然に無効となるわけではありませんが、遺留分権利者が減殺請求を行った場合に、その遺留分の範囲で効力を失うこととなります。

この遺留分を有する相続人は、相続の開始前（被相続人の生前）に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができます。

※ 遺留分減殺請求とは、遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、相続財産に属する不動産や金銭などの返還を請求することを言います。

2 申立人(申立てができる人)

- ・遺留分権を有する相続人

3 申立ての時期

- ・相続開始前（被相続人の生前）

4 申立先

- ・被相続人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(被相続人の住所地)	(申立先)
東京23区内, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村	東京家庭裁判所
八丈町, 青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町, 利島村, 新島村, 神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村 (多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

被相続人の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

5 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・80円×4枚, 10円×8枚 合計400円分

6 申立てに必要な書類

- ・ 申立書 1 通 ・ ・ 【申立書】 ・ 【申立書記載例】 を参照
- ・ 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） 1 通
- ・ 被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書） 1 通
- ・ 財産目録 1 通

※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

【郵送提出の場合の宛先】

<本庁管轄のもの>

郵便番号 100-8956

東京都千代田区霞が関1-1-2

東京家庭裁判所 家事事件係

<立川支部管轄のもの>

郵便番号 190-8589

東京都立川市緑町10-4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。